



国民年金からのお知らせ

学生納付特例制度について

国民年金は、20歳以上であれば学生でも加入しなければなりません。

ただし、次に該当する方は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。

- 対象者・・・学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、専門学校、高等学校、その他各種学校等に在学する20歳以上の学生（ただし前年所得が128万円以下の方に限りです）
- 必要書類等・・・年金手帳、学生証のコピー（または在学証明書）

■手続きをせず、保険料を未納にしておく…

将来、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に計算されないほか、障害基礎年金を請求することができない等、年金請求の際に不利益になってしまいますので、支払いが困難な場合は、手続きを忘れずに行ってください。なお、申請は年度ごと（毎年）必要で、かつ2年1か月前までさかのぼることができますので、申請をお忘れの方はこの機会にご利用ください。

■猶予された保険料について

猶予された保険料は、そのままにしておくことと将来の老齢基礎年金額に反映されませんが、10年以内に納めること（追納）で、年金額に反映させることができます。

■令和3年度に保険料を猶予されていた方で、新年度も在学中の方

令和4年度も引き続き在学中の方は、3月末に日本年金機構よりハガキ形式の学生納付特例申請書が送られます。同一の学校に在学中の方は、ハガキに必要事項を記入・返送することで令和4年度の申請ができます。（学生の証明書類不要）

※追納を希望する場合、又は令和4年度は学生納付特例制度を利用せずに保険料の支払いを希望される場合は、お近くの年金事務所に問合せください。

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細は次の連絡先まで問合せ願います。

問合せ	小樽年金事務所 国民年金課	☎0134-23-4236
	福祉課 福祉グループ	☎21-2120



臨時特別給付金の申請を受付しています

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金を給付します。

●対象となる世帯

①住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において余市町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（基準日において生活保護を受給している世帯を含む）

②家計急変世帯

①以外の世帯のうち、申請時点で余市町に住民登録があり、令和3年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税が課税されている方全員のそれぞれの年収見込額が、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※①、②ともに住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外です。

●給付額 1世帯あたり10万円（口座振込により給付）

●申請方法

①住民税非課税世帯：送付された「確認書」に、必要事項をご記入のうえ発行日から3か月以内に返信してください。※確認書が届いていない場合は対象となりません。

②家計急変世帯：「申請書」、「簡易な収入（所得）見込額の申立書」および必要書類を添付のうえ提出してください。

※「申請書」等は町ホームページからダウンロードまたは民生部福祉課に問合せ願います。

※家計急変世帯の申請受付は9月30日までです。

【詳細は町ホームページをご覧ください。また、ご不明な点がございましたら、福祉課に問合せ願います】

～本給付金を装った不審な電話や郵便にはご注意ください！！～

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120（平日 午前9時～午後5時）